

神奈川県高等学校視聴覚教育研究会規約及び規則

第1条（名称）

本会は、神奈川県高等学校視聴覚教育研究会（略称 高視研）という。

第2条（目的）

本会は、視聴覚教育研究を通じて県内高等学校教育の推進に寄与することを持って目的とする。

第3条（会員）

本会の会員は、前条の目的に賛同する県内すべての高等学校・中等教育学校・特別支援学校を持って構成する。

第4条（事務局）

本会の事務局は、原則として会長校に置く。

第5条（事業）

本会は、その目的は達成するために次の事業を置く。

1. 生徒の放送・情報活動に関する大会の主催、並びに企画・運営
2. 研究会、講習会、見学会、講演会の開催、並びに企画・運営
3. 視聴覚教材教具、情報機器を取り入れた学習指導の研究
4. その他本会の目的を達成するために必要な事業

第6条（役員）

本会に次の役員を置く。役員任期は2年（会計監査は1年）とする。ただし再任は妨げない。また、部署等の兼任は可とする。

1. 会長1名…会務を統括し本会を代表する。
2. 副会長若干名…会長を補佐し会長に事故があったときは職務を代行する。
3. 事務局長…高視研における各種事務手続きを行う。
4. 会計2名…各種会計業務を行う。
5. 会計監査2名…会計の監査を行う。
6. 企画総務部長1名…高視研業務における各種業務を代表し、会務を処理する。
7. 企画総務部副部長10名程度…企画総務部長を補佐し、高視研業務の企画・運営・庶務を行う。
8. 運営部長1名…会場係を統括し、大会当日の計画を立てる。
9. 運営部会場係10名程度…大会準備並びに大会当日の会場運営を行う。
10. 審査部長1名…各大会の審査内規、審査員の調整を行う。
11. 審査副部長1名…審査部長を補佐する。
12. 講習部長1名…夏季並びに冬季に実施する講習会の企画・立案を行う。
13. 講習部副部長若干名…講習部長を補佐し、各種講習会を運営する。
14. その他、必要に応じて臨時の役員を置くことができる。

第7条（役員選出）

役員は、原則として、NHK 杯全国高校放送コンテスト出場校、全国高等学校総合文化祭出場校、関東地区高校放送コンクール出場校、県高等学校総合文化祭放送情報部門大会情報部門各1位校から選出、また、役員会議からの推薦により選出し、総会の承認を得る。

第8条（総会）

高視研総会を少なくとも毎年1回、会長が招集し、次の事項を審議する。

1. 事業報告
2. 決算報告
3. 役員選出

4. 規約変更
5. 事業予定
6. 予算審議
7. その他本会の運営に関し必要な事項

第9条（議決）

会議の議決は出席者の過半数を持って決定する。

第10条（役員会議）

役員会議は、高視研の運営・企画・立案について随時行う。

第11条（会計）

本会の経費は会費、寄付金及びその他の収入を持ってあてる。会員校は別に定める会費を納入する。

第12条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第13条（規約改正）

本規約の改正は、役員会議が総会に提案し、その承認を得なければならない。

第14条（その他）

本会の運営に必要な細則は、役員会議で定める。

附則

1. この規約は昭和34年11月16日より実施する。
2. この規約は昭和45年7月11日改正し実施する。
3. この規約は昭和49年5月24日改正し実施する。
4. この規約は昭和63年5月24日改正し実施する。
5. この規約は平成10年5月31日改正し実施する。
6. この規約は平成23年4月22日改正し実施する。
7. この規約は平成25年5月11日改正し実施する。
8. この規約は平成31年4月20日改正し実施する。
9. この規約は令和2年4月30日改正し実施する。

細則

1. 第5条における大会とは
「NHK杯全国高校放送コンテスト神奈川県大会」
「神奈川県高等学校総合文化祭放送情報部門大会」
「神奈川県高等学校放送アンデパンダン大会」
その他、放送・視聴覚に関する大会を指す。
2. 高等学校・中等教育学校は会費4,000円とする。定時制・通信制・分校・特別支援学校の高等部はその半額とする。